

函館市監査公表第 18 号

函館市長から，行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，当該通知（写）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により，別紙のとおり公表する。

令和 6 年 10 月 4 日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 浜 野 幸 子

函館市監査委員 斉 藤 佐知子

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	病院局			
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（行政監査）			
監査等実施期間	令和 5 年（2023 年） 8 月 3 1 日～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 2 5 日	提出日	令和 6 年 5 月 8 日	
監 査 項 目 等	市が加入する各種保険について			
区 分	勧告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見			
ア 市町村合併前から加入している相互救済事業の保険について 本市では、施設の火災保険および公用車の自動車保険について、特に理由がある場合を除き、公益社団法人全国市有物件災害共済会の相互救済事業である建物総合損害共済および自動車損害共済に加入する取扱いとしている。 こうしたなか、戸井支所，恵山支所，榎法華支所，病院局において、一般財団法人全国自治協会の相互救済事業である建物災害共済および自動車損害共済へ市町村合併前から継続して現在も加入していた。 該当部局においては、加入に当たり特に理由が無いのであれば、事務の統一化や効率化なども考慮し、全庁的に加入する公益社団法人全国市有物件災害共済会の相互救済事業への手続きについて検討されたい。				
措置内容，対応・考え方				
函館恵山病院および函館南茅部病院で加入していた相互救済事業の保険については、令和 6 年度から公益社団法人全国市有物件災害共済会の相互救済事業の保険に変更したところであります。 (内訳) ・ 函館恵山病院および函館南茅部病院の火災保険 ・ 函館南茅部病院の自動車保険				

函 病 管 経
令和 6 （2024） 年 9 月 25 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	病院局		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（行政監査）		
監査等実施期間	令和 5 年（2023 年） 8 月 3 1 日～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 2 5 日	提出日	令和 6 年 5 月 8 日
監 査 項 目 等	市が加入する各種保険について		
区 分	勧告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見		
エ 見積書の徴取について 函館市病院局契約規程では、随意契約により契約を締結するときは、2 者以上から見積書を徴するものとし、契約の性質上または目的上 2 者以上から徴することができない場合は、1 者から徴すれば足りるとしているほか、法令の規定により価格が定められているものであるときや契約の性質上必要が無いと認められるときは、徴取を要しないと規定されている。 こうしたなか、病院局においては、医学生等宿泊用職務住宅として賃借した民間施設を対象に加入している民間会社の火災保険について、見積書を徴していなかった。 当該保険については、不動産管理会社から保険会社を指定されているものであり、函館市病院局契約規程の規定に基づき、見積書を 1 者から徴すれば足りるのであるため、当該保険会社から見積書を徴し適正な事務処理を執られたい。			
措置内容、対応・考え方			
民間施設の賃借に伴う火災保険の加入に際しては、保険会社から見積書を徴取することとし、函館市病院局契約規程に則った適正な事務の執行に努めてまいります。			